

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 13 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鹿倉地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 13 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法人 1 経営体

個人 2 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・環境保全及び循環型農業を目指し、地域で生産される堆肥活用を引き続き取り組む。
- ・農地は、個人農家での頑張りにより、今後も営農活動を継続するが、高齢化や後継者不足の農家については、担い手農家（及びその後継者）への集積を検討していく。さらに、担い手農家（個人）への負担を軽減するため、中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度に取り組むなど、集落全体でのサポート体制も構築する。